

茨城県中央環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例

令和6年4月26日

条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、茨城県中央環境衛生組合議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(個人情報の保護)

第2条 議会の個人情報の保護に関する事項については、茨城町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年茨城町条例第1号）に規定する個人情報の保護に関する事項の例による。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。